

山田川 護岸詳細設計業務委託特記仕様書

1. 適用

この業務委託は、福井県土木部制定の設計業務等委託共通仕様書、(以下、共通仕様書)、国土交通省訓令や通達に基づく最新の示方書や指針に準じて行うものとし、当特記仕様書は共通仕様書 第 1102 条 14 項で規定する特記仕様書である。

2. 目的

本業務は、山田川において護岸の詳細設計業務を実施するものである。

3. 位置

本業務の位置は、勝山市遅羽町嶗崎である。

4. 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

① 護岸詳細設計 (両岸) L=0.182km

①-1. 業務目的

護岸設計は、当該区間全体の法線形、基礎工、根固工、護岸の形式、配置について比較検討を行い、選定された護岸の詳細な設計を行い、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

①-2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通仕様書第 1112 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・営農への利水排水等を含め河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

なお、現地調査(測量、地質調査等)を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は、測量成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。なお、周辺の環境に配慮した護岸の景観検討を行い、基本事項の決定に反映させる。

1) 法線等の見直し検討

精度の高い地形図を基に計画堤防法線等を描き、民地境界等部分的に詳細

な検討を行い、基本方針を確認するものとする。なお、法線については、現況流路の法線を基本とする。

2) 護岸の配置計画

護岸タイプ（環境護岸を含め）の検討と具体的な配置を新規図面にて確認するものとする。また、河道の断面計画の決定にあたっては、上流の改修済み区間の河道断面を確保することに加え、計画高水水量を算定し必要断面を検討するものとする。

3) 構造物との取付検討

大規模施設との工事境界、小構造物の取り扱い等を検討し、関連構造物との取付計画を行うものとする。

(4) 本体設計

1) 基礎工検討諸元の検討

受注者は、護岸断面の安定検討を行うに当たり、新しいデータを含め当該範囲の地質、地下水等を河川の縦断的に整理し、計算断面の選定と土質の定数等の決定及び基礎工法の適正を決定するものとする。

2) 安定計算

受注者は、基礎工法の検討結果を基に、代表個所1断面程度について安定計算を行い、安全度を確認するものとする。

(5) 付帯施設設計

1) 排水管渠

受注者は、管渠を規模ごとに分類し、一般構造図を作成するものとする。

2) その他施設

受注者は、管渠以外（ex取付道路、利水施設等）の種々の改築施設に対して各々一般構造図を作成するものとする。

(6) 仮設設計

受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。

なお、仮設計画設計にあたっては、工事の分割発注を想定し、工事区間を3工区に分けるものとする。

(7) 図面作成

受注者は、護岸本体について、一般平面図、縦断面図、標準横断面図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断面図、場所打RC部の配筋図等を作成するものとする。また、仮設について、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。

(8) 数量計算

受注者は、本体土工数量、本体材料数量、仮設数量について、数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) 概算工事費算出

受注者は、発注者の指示による積み上げを行うものとし、積算上、市場単価のない製品等は、3者以上の製造元の見積りを徴収し積算に反映するものとする。

(10) 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等のチェックを行うものとする。

(11) 報告書作成

設計計算書、設計図、数量計算等、詳細設計報告書を作成するものとする。

5. 協議

- ・本業務を実施するにあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議の上決定するものとする。
- ・協議記録簿はその都度作成し、各協議終了時に監督職員の確認を得るものとする。また、他機関と独自に打合せを行った場合も、その都度記録簿を提出するものとする。
- ・砂防指定地及び、取付は一級河川となることから、河川管理者及び砂防指定地の管理者となる福井県と必要となる資料を作成し協議を行うものとする。
- ・また、上記以外にも別紙「建設工事 関係法令チェックリスト」を参考に、関係機関及び発注者と協議・確認を行い、申請や届出等が必要な場合は、必要となる書類の作成を行うこと。

6. 成果品

本業務完了後に成果品として以下のものを引き渡すものとする。

報告書（A4版）	1部
電子データ	1式

7. その他

- ・本業務の履行にあたり、必要な資料は委託者が貸与するものとする。
- ・成果品納入後であっても、内容に誤りがあった場合は直ちに訂正するものとする。
- ・護岸形式の検討に際し、地元説明会を実施するため、説明会資料の作成を行うものとする。なお、資料は工事概要と護岸形式の検討として3案程度の比較表を作成するものとする。